

規 則

埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十五号

埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例施行規則（昭和四十五年埼玉県規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名中「特別ほう賞金」を「特別褒賞金」に改める。

第一条中「埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例」を「埼玉県消防職員及び消防団員特別褒賞金条例」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二条中「特別ほう賞金」を「特別褒賞金」に改める。

様式第一号中「あて先」を「宛先」とし、「埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例」を「埼玉県消防職員及び消防団員特別褒賞金条例」とし、「特別ほう賞金」を「特別褒賞金」と改める。

様式第五号中「禁治産、準禁治産、破産宣告」を「破産宣告又は破産手続開始決定」とし、「刑の言渡しの有無（道路交通法関係を含む。）」を「刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）」に改め、同様式の（注）2中「刑の言渡しのある者」を「刑罰の有無」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。